

入札条件

低入札価格調査制度 建設リサイクル法対象工事外

入札方式

本件は、広島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続きについては、尾道市電子入札実施要領の適用を受ける。

ただし、電子要領で定める手続きを経て書面参加を行うこととした者は、書面による入札を行うことができる。

入札保証金

免除

契約保証金

請負代金額の100分の10以上を納付。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険証券又は公共工事履行保証証券の提出により、契約保証金の納付を免除する。

入札方法

- (1) 電子入札システムを使用して入札書を提出すること。ただし、書面参加者は、指定した受付期間内に3桁のくじ番号を記載（くじ番号の記載のない場合は「001」と記載されたものとする。）した入札書を作成の上、次の事項を記載した封筒に封入して、持参により提出すること。
 - ア 提出者の商号又は名称
 - イ 入札書が在中している旨
 - ウ 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

落札者の決定方法

- (1) 開札後落札決定を保留とし、最低価格入札者を落札候補者として入札参加資格の審査を行い、資格要件を満たしていると確認できる場合はその者を落札者として決定する。資格要件を満たしていると確認できない場合は、当該入札を無効とし、以下、落札者が決定するまで順次、無効とされた者を除く最低価格入札者に対して同様の審査を行う。なお、最低価格入札者が二人以上あるときは、これらの者のうち、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって選ばれた者を落札候補者とする。
- (2) 最低価格入札者の入札価格によっては、入札後に必要な調査を実施し、その結果、

その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときはその者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の資格要件を満たす落札候補者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

低入札価格調査制度

- (1) この工事の施工費部分は、低入札価格調査に係る調査基準額が設定されている。この調査基準額を下回った入札が行われた場合は、尾道市低入札調査制度事務取扱要領第9条の調査を行って、後日落札の決定をする。
- (2) 調査基準額を下回った入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）は、低入札価格調査に協力しなければならない。
- (3) 低価格入札者については、「適正な履行確保の基準」（尾道市低入札調査制度事務取扱要領別記）のうち、適用しない項目を除いた基準を満たさなければ契約内容に適合した履行が認められないものと判断し、原則としてこれを落札候補者とはしない。
 - ・適用しない項目 1 「基本的判断基準」（4）
 - 2 「数値的判断基準」（1）（3）

- (4) 低入札価格調査基準額は次により算出する。なお、低入札価格調査基準額は、低入札価格調査基本額にランダム係数を乗じて設定する。

※低入札価格調査基本額（施工費、1,000円未満切り上げ）

$$\begin{aligned} &= (\text{直接工事費} \times 0.75) \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.90 + \{ \text{現場管理費} \\ &+ (\text{直接工事費} \times 0.25) \} \times 0.90 + \text{一般管理費等} \times 0.68 \end{aligned}$$

なお、算出額が予定価格の75%を下回る場合は、予定価格の75%とし、予定価格の92%を超える場合は、予定価格の92%とする。

$$\rightarrow \text{低入札価格調査基準額} = \text{低入札価格調査基本額} \times \text{ランダム係数（1円未満の端数切捨て）}$$

契約締結について

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日（閉庁日を除く）以内に契約を締結するものとする。

課税事業者又は免税事業者である旨の届出

工事請負契約書においては、契約の相手方が課税事業者の場合には、請負代金額に併せて当該取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示するので、落札決定後、落札者は次の事項について直ちに届け出ること。

ア 単体の場合

免税事業者である旨（予定を含む。）

イ 共同企業体の場合

各構成員について免税事業者である旨（予定を含む。）及び各構成員の出資比率（甲型）又は分担工事額（乙型）

前払金（中間前払金）

前払金額は、300万円以上の工事請負契約を対象とし、請負代金額の4割以内（中間前払金額は、300万円以上かつ工期が3か月以上の工事請負契約を対象とし、請負代金額の2割以内）とする。（入札公告等で別に定めのあるものを除く）

中間前金払と部分払の選択

入札公告等で部分払が認められる工事においては、中間前金払によるか、又は部分払によるかを契約締結時に請負者は選択するものとし、契約締結後の変更は認めないものとする。

資材の購入及び下請契約について

この工事の施工に際して、必要な資材を購入又は、工事の一部を下請負に付す場合には、できるだけ尾道市内に主たる事務所、営業所等を有する業者に発注するものとする。（下請負人が市外業者であるときは、理由書を提出すること）

なお、当該工事の入札参加者を下請負人として選定する場合は、あらかじめ工事担当課と協議した上で適切に行うこと。

建設業退職金共済制度

請負代金額が300万円以上の工事の落札者は、工事完成時までに掛金収納書（共済証紙の購入時に発行される領収書）を監督員に提出すること。雇用する労働者が建退共制度の対象とならない場合は、その理由を監督員に報告すること。

なお、請負代金額が300万円未満の工事の落札者は、監督員から指示を受けた場合に提出又は報告すること。

建設リサイクル法対象工事

本工事は、建設リサイクル法に規定する「対象建設工事」に該当しない。

その他

- （1）統括責任者、設計責任者、施工責任者及び現場代理人の届出は契約締結の日から7日以内に、事業計画書は契約締結の日から14日以内に提出すること。
- （2）尾道市契約規則及び尾道市建設工事執行規則並びに尾道市建設工事等入札事務執行要綱の定めるところによる。